



犯罪被害者等への理解を深めるために



誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になり得る恐れがあります。犯罪等により害を被った方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という）の多くは、十分な支援を受けられず、社会において孤立するケースがあります。

橋本市では、犯罪被害者等の支援に関し、市民の皆様に寄り添った支援を総合的に推進し、受けた被害の軽減及び早期の回復を図るとともに、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、令和5年4月1日『橋本市犯罪被害者等支援条例』を施行しました。

犯罪被害者等が安心して平穏な生活を送るためには、市民や事業者の皆さんのご理解とご協力が必要ですので、犯罪被害者等の支援に関する施策へのご協力をお願いいたします。

基本理念(条例第3条)

- ①犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく支援を行います。
- ②犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行います。

責務(条例第4条・第5条)

市の責務(第4条)

基本理念にのっとり、関係機関等との役割を踏まえつつ、総合的かつ体系的に支援を行います。

※関係機関とは・・・国、和歌山県その他の関係機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいいます。

市民等の責務(第5条)

基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めてください。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

TEL : 0736-33-1229 E-MAIL : jinken@city.hashimoto.lg.jp

条例に基づく主な支援施策の概要

相談及び情報の提供等

犯罪被害を受けた人などからの相談や問い合わせに対し、各種支援制度のご案内や関係機関のご紹介などを行います

【相談窓口】

橋本市総合政策部 人権・男女共同推進室

TEL:0736-33-1229

相談日時：月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

(祝休日、12月29日～1月3日を除きます。)

経済的負担の軽減

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族に対して応急的な経済的支援として見舞金を支給します。

遺族見舞金：30万円

傷害見舞金：10万円

※死亡や重傷病の犯罪被害に遭われた犯罪被害者等が対象となります。一定の要件がありますので、詳細については表面の問い合わせ先にご相談ください。

居住の安定

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一定の条件において、市営住宅への入居要件を緩和します。

雇用の安定

雇用の安定のため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の皆様との理解が深められるように必要な施策を行います。

橋本市以外の主な相談窓口



名称	電話番号	備考
橋本警察署	0736-33-0110 (代表)	【主な業務】 安全相談 【相談日等】 24時間
かつらぎ警察署	0736-22-0110 (代表)	
公益社団法人 紀の国被害者支援センター	073-427-1000	【主な業務】 相談全般 裁判、病院、弁護士相談等への付添い等 【相談日等】 月～金 10:00～16:00 土 13:00～16:00